

業務仕様書（参考）

1. 委託事業名称

令和●●年度 短期集中型訪問事業(元気向上訪問相談サービス)

2. 委託期間

契約締結日 ～ 令和●●年●●月●●日

3. 事業目的

保健師等が、うつや閉じこもりの傾向にあり活動性の低下が見られる高齢者の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握、評価し、ひいては社会参加を行うために必要な助言や指導を実施する。

4. 対象者

本市に住所を有し、かつ、要支援認定を受けた者又は久留米市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第4条による確認を受けた者で、介護予防ケアマネジメントの結果、うつや閉じこもり傾向などの心身の状況により通所型サービスの利用が困難と認められ、訪問型サービスによる介護予防の取り組みを行うことで自立した生活を送ることが見込まれる者。

5. 実施場所

対象者で短期集中型訪問事業(元気向上訪問相談サービス)利用が認められた者(以下、「利用者」という。)の居宅。

6. 業務内容

- (1)利用者・家族・ケアマネジメント実施者等で行うサービス担当者会議に出席すること。
- (2)利用者に対して個別サービス計画を作成し、その写しを市に提出すること。
- (3)利用者に応じて次の内容を組み合わせて訪問を実施すること。
 - ア うつや閉じこもり予防のための助言、指導
 - イ 認知機能の低下予防のための助言、指導
 - ウ 生活機能向上のための助言、指導
- (4)ケアマネジメント実施者との連携、情報共有を図ること。

7. 訪問実施回数等

- (1)訪問回数 利用者1人あたり月2回まで。(介護予防ケアマネジメントによる)
- (2)訪問時間 午前8時30分から午後5時まで(日曜日・祝祭日を除く)の間で、利用者1人1回あたり60分程度

8. サービス担当者（訪問実施者）

保健師又は看護師

9. 委託料

委託料は単価契約とし、単価は、利用者1人あたり1回の訪問に係る費用とする。

10. 実績報告書等の提出

- (1) 受託者は、サービス提供を行った月ごとに、実績報告書を市に提出し検査を受けること。
- (2) 市が前項の検査を実施し、内容が適正であると承認した場合は、受託者は市に対し委託料を請求することができる。
- (3) 市は、前項の請求を受けたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、本仕様書のほか、業務の実施にあたり、法令、久留米市短期集中型訪問事業(元気向上訪問相談サービス)実施要綱の規程を遵守すること。
- (2) サービス担当者は、この業務に従事しているときは常に身分証明書を携帯すること。
- (3) サービス担当者は清潔で活動しやすい衣服を着用して、訪問すること。
- (4) サービスの提供にあたっては、感染予防のための衛生管理に最善の注意を払うこと。
- (5) 利用者の不慮の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、サービス担当者に周知徹底すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策のマニュアルを整備し新型コロナウイルス感染症対策に努めること。また、緊急時マニュアル、感染対策マニュアルの写しを1部しに提出すること。
- (6) 本業務の遂行中に発生する事故に備え、賠償責任保険に加入し、加入後速やかに写しを1部、市に提出すること。
- (7) 業務上取扱う個人情報の保護については、久留米市個人情報保護条例に則り適切に措置すること。
- (8) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。
- (9) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、「誓約書」を提出すること。
- (10) その他必要な事項は、市と受託者が協議のうえ決定する。